告示

埼玉県告示第八百十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十九年七月十四日

埼玉県知事　上　田　清　司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
埼玉県第六二三号	乾燥菌体肥料	6・2千成乾燥菌体肥料	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿七百五十三番地一